

医療福祉対策実施要領

施行	昭和48年3月29日国保第221号
全部改正	昭和59年10月2日医福第651号
一部改正	平成3年5月20日医福第393号
一部改正	平成6年7月26日医福第701号
一部改正	平成7年1月23日医福第56号
一部改正	平成7年7月28日医福第653号
一部改正	平成8年6月26日医福第594号
一部改正	平成9年7月30日医福第681号
一部改正	平成10年3月31日医福第444号
一部改正	平成10年7月7日医福第949号
一部改正	平成11年2月2日医福第150号
一部改正	平成12年2月15日厚指第273号
一部改正	平成13年3月30日厚指第669号
一部改正	平成17年3月27日厚指第463号
一部改正	平成17年4月28日厚指第1267号
一部改正	平成18年3月28日厚指第3674号
一部改正	平成18年8月3日厚総第706号
一部改正	平成19年3月5日厚総第1981号
一部改正	平成20年2月19日厚総第1791号
一部改正	平成21年2月27日厚総第2118号
一部改正	平成22年2月10日厚総第1882号
一部改正	平成22年3月26日厚総第3190-2号
一部改正	平成23年1月21日厚総第1779号
一部改正	平成24年10月1日厚総第1086号
一部改正	平成26年3月26日厚総第2074号
一部改正	平成28年3月25日厚総第2181号

第1 趣旨

この要領は、医療福祉対策要綱に基づき、医療福祉制度の実施に関し必要な事項を定め、事業運営及び事業執行の円滑化と適正化を図るものであること。

第2 制度の内容

1 実施主体

この事業の実施主体は、医療福祉費の支給対象者（以下「対象者」という。）の住所地の市町村であること。

2 対象者

対象者は、次に掲げる者であること。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者

(2) 小児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(3) ひとり親家庭 次に掲げる者をいう。

ア 母子家庭の母子

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で、次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

a 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）

b 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。

以下同じ。）で、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害の状態にある者

c 20歳未満の児童で、別表1に定める学校に在学している者

(イ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの(ア)の

a, b及びcに掲げる者

(ウ) アの(イ)に掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子

イ 父子家庭の父子

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で、アの(ア)の a, b及びcに掲げる児童を現に監護している者及びその児童

- (イ) アの(イ)に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子
- (4) 重度心身障害者等 次に掲げる心身の障害を有する者をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）
- イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において、知能指数が35以下と判定された者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）
- エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）
- オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給対象となった児童
- カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

3 対象者の要件

この制度が適用される者は、当該市町村の区域内の住所を有し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、同法第116条の2の規定により当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により当該市町村がその保険料徴収する被保険者を含む。）、又は健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること（以下「医療保険加入者」という。）。ただし、生活保護法に基づく医療扶助を受けているものを除く。

4 給付の額

- (1) 対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が小児であり、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下このことについて同じ。）について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。
- (2) 上記(1)の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額
- (3) 上記(1)の場合において、その疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により、医療に関する給付が行われたときは、その給付の額を控除して医療福祉費を支給するものであること。
- (4) また、上記(3)の場合において、所得に応じた一部負担金を徴収されたときは、その徴収された額について医療福祉費を支給するものであること。
- (5) 対象者（重度心身障害者等を除く。）が医療及び訪問看護を受けた場合は、当該支給相当額から保険医療機関（健康保険法に定める保険薬局を除く。以下同じ。）及び指定訪問看護事業者ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

ア 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1日につき600円（1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。）

イ 入院の医療を受けた場合 1日につき300円（1日の支給額が300円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において3,000円を限度とする。）

5 給付の制限

- (1) 医療福祉費は、対象者が次の表に掲げる対象者の区分に応じ同表に掲げる所得額以上であるときは、支給しないものであること。

区 分	所 得
妊 産 婦	<p>1 妊娠の届出日において、その者若しくはその配偶者（事実婚を含む。）の前年の所得（当該届出日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき。</p> <p>2 その者若しくはその者の配偶者の民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）のうち、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
小 児	<p>1 出生の日並びに1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前々の所得（出生日並びに当該誕生日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき。</p> <p>2 その父母を除く扶養義務者のうち、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
ひとり親家庭	<p>1 対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。）が、扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令54号。以下「経過措置令」という。）第46条第4項に定める額（以下「7月1日現在における遺族基礎年金（母子福祉年金等から移行した者）の支給制限額」という。）以上であるとき。</p> <p>2 その扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
重度心身障害者等	<p>1 届出日又は7月1日現在において、その者の前年所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。</p> <p>2 その者の配偶者（事実婚を含む。）又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。</p>

- (2) 上記(1)の表において、基準額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものであること。
- (3) 上記(1)の表において、7月1日現在における遺族基礎年金（母子福祉年金等から移行した者）の支給制限額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定の例によるものであること。なお、この場合に使用する所得金額、人的控除額及び社会保険料控除に代わる定額控除額は、遺族基礎年金（母子福祉年金等から移行した者）の支給制限額に対応した経過措置政令第46条第6項及び同条第7項に規定する額を準用するものであること。
- (4) 上記(1)の表において、1,000万円未満の額で認定する場合における所得の額は、地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同法第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同法第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第

35条第5項において準用する同法第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同法第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とすること。

この場合において、課税長期譲渡所得又は課税短期譲渡所得とは、長期譲渡所得又は短期譲渡所得について、租税特別措置法の規定に基づく各種の特別控除額を控除した後の額をいうものであること。

- (5) 上記(1)の表において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例によるものであること。
- (6) 所得額が限度以上であることにより医療福祉費の支給を受けられない対象者について、前年の所得が生じた翌年の1月1日以降において、対象者又は配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払いが多額となったときは、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令第4条第3項又は第4項の規定の例により計算した額を当該所得額から控除して認定するものであること。

6 給付の方法

(1) 現物支給による場合

昭和59年12月3日付医福第815号の各市町村長あて茨城県生活福祉部長通知「医療福祉制度における現物給付事務取扱要領の制定について」によること。

(2) 償還払いによる場合

医療福祉費の支給は、対象者の申請に基づいて行うこと。ただし、市町村長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づき支給することができるものであること。この場合において、市町村長は、対象者又は保護者等が、市町村長からあらかじめ交付された対象者に係る受給者証を医療福祉費の支給を申請する際に提示させるものとする。

第3 県の助成措置

県は、市町村が支給した医療福祉費の2分の1に相当する額を助成するものであること。

第4 実施時期

県の助成措置の実施時期は、次のとおりであること。

- 1 乳児及び重度心身障害者等（第2-2(4)イに掲げるものを除く。）については、昭和48年4月1日以降の診療分から
- 2 母子家庭の母子については、昭和52年1月1日以降の診療分から
- 3 老人については、昭和48年4月1日から昭和58年1月31日までの診療分について
- 4 重度心身障害者等のうち第2-2(4)イ（ヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害を除く。）に掲げるものについては、平成3年7月1日以降の診療分から
- 5 3歳未満の幼児の入院に係るものについては、平成6年10月1日以降の診療分から
- 6 3歳未満の幼児の入院以外に係るものについては、平成9年1月1日以降の診療分から
- 7 母子家庭のうち第2-2(3)ア(ア) b及びcに掲げるものについては、平成10年1月1日以降の診療分から
- 8 重度心身障害者等のうち第2-2(4)イのヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害については、平成10年4月1日以降の診療分から
- 9 父子家庭の父子及び妊産婦については、平成10年11月1日以降の診療分から
- 10 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの幼児については、平成17年11月1日以降の診療分から
- 11 重度障害者等のうち第2-2(4)イの肝臓の機能障害については、平成22年4月1日以降の診療分から
- 12 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児については、平成22年10月1日以降の診療分から
- 13 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児及び12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児の入院に係るものについては、平成26年10月1日以降の診療分から
- 14 第2-5(1)の妊産婦及び小児の給付の制限にかかる所得額については、平成28年10月1日以降の診療分から

第5 市町村における事務扱い

1 条例の制定

市町村が、この制度を実施する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、条例措置を行うこと。

2 予算措置等

この事業は、市町村財政の健全性の上に立って実施することが建前とされているので、適切な財政運営を図るよう次の事項に留意して予算措置等を講ずること。

- (1) 予算措置は、原則として一般会計で行うものとし、経費の見積にあたっては、対象者数、医療費の傾向等過去の実績からの確な見込みを立て適正額を計上するとともに、その財源としては、県費助成額を計上し、他は一般財源で措置するものとする。
- (2) 予算科目を例示すると次のとおりであること。

歳入	款	県支出金
	項	県補助金
	目	民生費
	節	医療福祉費補助金
入	説明	県分 <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦医療費 小児医療費 ひとり親医療費 重度心身障害者医療費
歳出	款	民生費
	項	社会福祉費
	目	医療福祉費
	節	20 扶助費
出	説明	県分 <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦医療費 小児医療費 ひとり親医療費 重度心身障害者医療費

3 対象者の把握

この制度による給付は、対象者又は保護者等の申請によることを原則とするが、市町村において、あらかじめ戸籍簿、住民基本台帳、特別児童扶養手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳、障害福祉年金受給権者名簿、母子福祉年金受給権者名簿、障害年金受給権者名簿、母子健康手帳交付台帳等により対象者を把握しておくこと。また福祉事務所、民生・児童委員及び庁内関係各課と連絡を密にし、この制度の広報周知方について配慮すること。

4 対象者の認定

対象者の認定にあたっては、あらかじめ医療福祉費受給者証交付申請書（以下「申請書」という。）に住民税課税台帳等その他の公簿から可能な範囲の事項について記入しておくほか、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 妊産婦（母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等のいずれかに該当し、認定を受けた者を除く。）
妊娠の届出により母子健康手帳の交付を受けた者
- (2) 小児（重度心身障害者等に該当し、認定を受けた者を除く。）
住民基本台帳に記載されており、かつ、医療保険加入者であることを確認した（以下「確認済」という。）出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
- (3) ひとり親家庭（小児及び重度心身障害者等のいずれかに該当し、認定を受けた者を除く。）
確認済の母子家庭の母子については、戸籍簿、児童扶養手当受給者台帳等を基礎に民生委員の意見等を参考に、また、確認済の父子家庭の父子については、戸籍簿等を基礎に民生委員の意見等を参考に認定すること。
ただし、20歳未満の別表1に定める学校に在学している児童については、当該学校の在学証明書により認定すること。
- (4) 重度心身障害者等
確認済の次に掲げる者
ア 省令別表の1級又は2級の障害の程度に該当し手帳の交付を受けた者

イ 省令別表の3級の障害の程度に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされるもので手帳の交付を受けた者。

ウ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者

エ 省令別表の3級の障害の程度に該当し手帳の交付を受け、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

オ 特別児童扶養手当法別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令別表の1級に該当する障害年金等受給権者

5 対象者としての期間

対象者となることのできる期間は、上記第2の2にそれぞれ定める期間内であって、次の定めるところによるものであること。

- (1) 当該市町村に転入し、又は当該市町村から転出した場合は、転入の日から対象者とし、転出した日の翌日から対象外となること。
- (2) 対象者が死亡した場合は、死亡の日の翌日から対象外となること。
- (3) 上記(1)、(2)に定めるほか、次の表の左欄に掲げる者については、中欄に定める日のうち最も早い日から対象とし、右欄に定める日のうち最も後の日から対象外とすること。

区分	始 期	終 期
ひとり親家庭	ひとり親家庭となった日	ひとり親家庭でなくなった日
重度心身障害者等	1 省令別表の1級、2級又は3級の障害程度に該当する手帳の交付を受けた日の属する月の初日 2 知能指数が35以下と判定された日の属する月の初日 3 省令別表の3級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受け、かつ、知能指数が50以下と判定された日のいずれか後の日の属する月の初日 4 特別児童扶養手当1級の支給開始月の前月初日 5 障害基礎年金等1級証書による支給開始月の前月の初日	1 省令別表の1級、2級又は3級の障害程度に該当しなくなった日 2 知能指数が35を超えると判定された日 3 省令別表の3級の障害の程度に該当しなくなった日か、知能指数が50を超えると判定された日のいずれか早い日 4 特別児童扶養手当1級の受給資格喪失日 5 障害基礎年金等1級失権の日

6 医療福祉費受給者証の交付等

- (1) 市町村長は、医療福祉費の支給を受けようとする者からあらかじめ申請書を提出させ医療福祉費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付をしておくものとする。

この申請書には、次の書類を添付して提出させるものであること。ただし、アの場合にあっては被保険者証の提示、イの場合にあっては母子健康手帳の提示、エの場合にあっては児童扶養手当証書又は、特別児童扶養手当証書の提示、カの場合にあっては身体障害者手帳又は療育手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金証書又は障害年金証書等の提示があったときは、それぞれア、イ、エ又はカの書類の提出があったものとみなして取り扱うものであること。

ア 社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者にあつては、その旨を証する書類

イ 妊産婦にあつては、その妊娠を証明する書類

ウ ひとり親家庭にあつては別に定める調書

エ ひとり親家庭の子で児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害の状態にある児童にあつては、その障害の程度を証する書類

オ ひとり親家庭の子で別表1に定める学校に在学している児童にあつては、その在学を証明する書類

カ 重度心身障害者等にあつては、その障害の程度を証する書類

なお、市町村の諸公簿により確認できるときは、添付書類を省略させることができるも

のであること。

(2) 受給者証を発行したときは、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等（後期高齢者医療の被保険者（以下「65歳以上重度」という。）を除く。以下(3)において同じ。）、65歳以上重度に対象者を分類し、その分類別に対象者の生年月ごとに別業とした対象者名簿又は対象者台帳を整理しておくこと。

(3) 受給者証の公費負担者番号は、下記のとおり、2桁の法別番号、2桁の都道府県番号、3桁の市町村の国民健康保険の保険者番号、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

（水戸市の例）

妊産婦	86080017	小児	84080019
母子家庭の母子	88080015	父子家庭の父子	87080016
重度心身障害者等	83080010	65歳以上重度	85080018

(4) 受給者番号は、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。

(5) 申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を待たなくとも受給者証を交付することができるものとする。

この場合においては、下記に掲げる事項のいずれにも該当するときに限られるものであること。

ア 対象者及びその父母、配偶者、扶養義務者の所得が住民税課税台帳によって確認できること。

イ 対象者の住所が当該市町村の区域内にあると客観的に認められること。

ウ 対象者の年齢が住民基本台帳等によって確認されること。

エ 対象者について医療保険加入者であることを国民健康保険被保険者台帳その他の公簿で確認できること。

オ 母子家庭の子で児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害の状態にある児童にあっては、児童扶養手当受給者台帳、特別児童扶養手当受給者台帳等で確認出来ること。

カ 重度心身障害者等については、特別児童扶養手当受給者台帳、身体障害者台帳、身体障害者手帳交付名簿、障害年金等受給権者名簿等で確認できること。

なお、上記により申請書の提出を待たないで受給者証を交付する場合は、当該対象者ごとに申請書用紙の当該記載欄にそれぞれ確認した旨を記入して確認者が押印しておくとともに、すみやかに申請書提出の手続きをとらせること。

(6) 第2の2に定める対象者に該当する期間内にあり、受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものであること。

7 医療福祉費の支給

(1) 医療福祉費は、受給者の申請に基づき支給するものであるが、医療福祉費支給申請書には、次に掲げる書類を添えて提出させるものであること。

ア 受給者証

イ 医療機関等の発行する領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書。

ただし、療養費支給決定通知書又は附加給付金支給決定通知書がある場合には、これをもって支給証明書にかえることができること。

ウ 医療機関等の発行する診療明細書若しくは調剤明細書。

ただし、医療機関等において、診療明細書等の発行に対応できない場合は省略できること。

(2) 医療福祉費支給申請書に基づいて対象者名簿等により対象者であることを確認したときは、医療に要した費用の額から保険給付の法定給付分及び附加給付分その他法令等に基づく医療に関する負担分を差し引いた額を支給するものであること。

8 他制度との給付の調整

(1) この制度の運用にあたっては、公費負担医療制度又はその他の法令の規定による医療の給付を受けられる者については、その医療給付制度の適用を受けるよう指導すること。

なお、その公費負担医療制度に所得に応じた自己負担がある場合は、その医療費について自己負担することになるので、その自己負担相当分について医療福祉費を支給するものであること。

(2) 別表2に定める児童福祉施設等に收容されている者の医療費については、児童福祉法に定めるところにより自己負担が生じない場合は、この制度の適用の余地はないものであること。

9 その他

次に掲げる場合は、市町村長の定めるところにより、その申請者又は対象者に対し通知するものとする。この場合において、却下、不交付、不承認等の決定通知書には行政不服審査法に基づき審査請求に関する事項、又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等の提起に関する事

項を付記しなければならないものであること。

ア 受給者証の交付申請に対し，却下，不交付，保留等の決定又は処置をとったとき

イ 医療福祉費の支給申請に対し，却下，不承認，一部不承認，保留等の決定又は処置をとったとき。

ウ 受給事由が消滅したとき（通常は，母子家庭の母子であることの認定に限定される。）

別表 1

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第54条に規定する通信課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 5 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- 6 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表 2

種 別	設 置 の 根拠条項	措置等の 根拠条項	医療給付 の有無	医療福祉で対応す る自己負担の有無
助産施設	児童福祉法36条	児童福祉法22条	○	無
乳児院	37条	27条1項(3号)	○	無
児童養護施設	41条	同上	○	無
障害児入所施設	42条	同上	○	○
情緒障害児短期治療施設	43条の2	同上	○	無
児童自立支援施設	44条	同上	○	無
一時保護所	12条の4	33条	○	無
里親		27条1項(3号)	○	無